

子どもの健康

お子さんの健康の保持・増進のために、健康診査や予防接種などを実施します。
お子さんの成長に合わせて受診し、健康や発育の状況を確認しましょう。

乳児健康診査(個別健診)

母子健康手帳別冊の「母と子のしおり」内にある「乳児健康診査受診票(2回分)」を、1歳になるまでにご利用ください。愛知県内の医療機関で受診できます。

なお、愛知県外の医療機関で受診する場合は助成制度があります。

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-85-6170

乳幼児健康診査(集団健診)

4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。健康診査ではお子さんの発育・発達の確認や、育児の相談ができます。必ず受診しましょう。

4か月児健康診査…健診は、4か月になる月に行います。

1歳6か月児健康診査…健診は、1歳7か月になる月に行います。

3歳児健康診査…健診は、3歳1か月になる月に行います。

案内は、受診する前月の中旬頃に郵送します。

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-87-1552



離乳食や食育に関すること

お子さんの健康と発育のため、離乳食の進め方や食べさせ方、むし歯予防、食育の話をします。(開催日、会場、申込開始日などは広報春日井・市ホームページでご確認ください。)



教室名	内容	対象者	申し込み	開催数
モグモグ健康教室	生後5・6か月ごろからの離乳食と、食べさせ方について	(※) 4～5か月のお子さんの保護者	Web予約 (広報にて募集) 先着順	毎月 2回
カミカミ健康教室	生後9か月ごろからの離乳食と、むし歯予防について	(※) 8～9か月のお子さんの保護者		毎月 2回
パクパク健康教室	幼児期の食事と食育について	概ね1～2歳のお子さんの保護者		年12回

※対象の月齢以外の方で参加を希望する場合や、インターネット環境がない場合は、健康増進課にお問い合わせください。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎0568-85-6164

歯の健康教室

未就学児とその保護者を対象に、歯科健診・フッ化物塗布(未就学児のみ)・歯科相談などを実施します。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎0568-85-6164

歯の健康家族コンクール

日頃から歯の健康づくりに努めている、年長児に相当する年齢で、むし歯ができたことのないお子さんとその保護者を募集し、審査・表彰します。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎0568-85-6164

定期予防接種に関すること

予防接種は、病気の発症や重症化を防ぐ効果があります。

接種前には、「予防接種と子どもの健康」(母子健康手帳交付時または転入時に配布します)や、郵送される「予防接種のご案内(接種券)」を必ず読み、接種期間、予防接種の効果、注意事項などを理解しましょう。

※転入した人へ:市から予防接種調査票を郵送しますので、今までの接種状況を母子健康手帳などから転記の上、返送していただくと、必要な予防接種の接種券を郵送します。

接種券と母子健康手帳を持参し、市内の指定医療機関で受けてください。

種 類		回 数	接種対象者	接種券発送時期
B型肝炎		3回	1歳未満 (標準的には生後2か月～)	生後1か月に なる月の月末
ロタ	ロタリックス	2回	出生6週0日後～24週0日後まで (標準的には生後2か月～)	
	ロタテック	3回	出生6週0日後～32週0日後まで (標準的には生後2か月～)	
ヒブ	4回(接種開始時期により回数異なります)		生後2か月～5歳未満	
四種混合 (ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ)		4回	生後3か月～7歳6か月未満	生後2か月に なる月の月末
BCG		1回	1歳未満 (標準的には生後5～8か月未満)	生後4か月に なる月の月末
麻しん風しん混合	第1期	1回	1歳～2歳未満	生後11か月に なる月の月末
	第2期	1回	小学校就学の前年度	接種年度当初
水痘		2回	1歳～3歳未満	生後11か月に なる月の月末
日本脳炎 ※1、2	第1期	初回	生後6か月～7歳6か月未満 (標準的には3歳～)	3歳の誕生月の月末
		追加		
	第2期	1回	9歳～13歳未満	9歳の誕生月の月末
二種混合(ジフテリア・破傷風)		1回	11歳～13歳未満	11歳の誕生月の月末
HPV(子宮頸がん) ※3		3回	小学6年生～高校1年生相当年齢 の女子(標準的には中学1年生)	決定しましたら、市ホームページ等でご案内します

- ※1 平成14年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳の誕生日前日まで接種が可能です。
18歳の誕生月の月末に接種券を発送します。
- ※2 令和3年度に日本脳炎ワクチンの供給量が減少した影響で、接種券が未発送となっている次の人については、誕生月の月末に発送します。
①平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの人 第1期追加
②平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの人 第2期
- ※3 積極的な勧奨の差し控えが終了したことにより、上記接種対象者に加え、平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性も対象となります。

注意事項

次の人は手続きをすることにより接種を受けられる場合がありますので、接種前にお問い合わせください。

- ・他市区町村や指定医療機関以外で接種を受ける人
- ・長期療養を必要とする病気にかかり、定められた期間内に接種を受けられなかった人

お問い合わせ先 健康増進課 ☎0568-85-6168

任意予防接種に関すること

接種費用を一部補助します。

●おたふくかぜ

おたふくかぜワクチンを接種することにより、発症や重症化の予防に努めましょう。

対象者: 1歳～6歳(小学校就学前)のおたふくかぜにかかったことがない人(当市で接種費用の補助を受けていないこと)

補助上限額: 3,000円(生活保護受給者6,000円)

利用回数: 1人1回

※市ホームページから申請書等をダウンロードし、記入の上、郵送してください。

●医療行為により免疫が失われた場合の予防接種

対象者: 20歳未満で、骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種で獲得した免疫が低下または消失し、医師に再度予防接種を受ける必要があると判断された人(一部のワクチンでは、接種年齢の上限が異なります)

補助額: 定期予防接種の公費負担額を上限

対象の予防接種: これまでに受けた定期予防接種

※補助の利用を希望する人は、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎0568-85-6168

定期予防接種、任意予防接種の詳細については、市ホームページ(子どもの予防接種)でご確認ください。



▲市ホームページ